

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第90号）（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）

ひとり親家庭等医療費の適正な給付の推進のため、医療費の支給を受ける者の世帯の状況を丁寧に把握し、必要な支援に繋げていけるようにする等の必要があるため、次のとおり一部改正することとしました。

- 1 対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は職員に質問させることができる規定を新たに追加することとします。
- 2 所得税法の一部改正に伴い、「控除対象配偶者」の対象範囲が納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下である者に限定され、これまでの控除対象配偶者の範囲を表す名称が「同一生計配偶者」に変更されたため改正することとします。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。ただし、第2条の改正部分は、公布の日から施行することとし、平成31年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用することとしました。

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第90号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(物件の提出等)

第8条 市長は、対象者の資格に関し必要があると認めるときは、対象者その他の関係者に対し、文書その他の物件の提出を求め、又は市長が指定する職員に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第3号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第2項第3号の規定は、平成31年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)